1　総則（第一章関係）
この協定における用語の一般的定義について規定している。（第一条関係）
2　情報の交換（第二章関係）
㈠　この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて両締約国の権限のある当局が支援を行うこと等について規定している。（第二条関係）
㈡　情報の提供を要請された締約国（以下「被要請国」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している。（第三条関係）
㈢　第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している。（第四条関係）
㈣　次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している。（第五条関係）
(1)　被要請国の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。
(2)　被要請国は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約国（以下「要請国」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。
(3)　各締約国は、第二条に規定する目的のため、自国の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。
(4)　要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。
(5)　被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供するとともに、迅速な対応を確保するため、要請国の権限のある当局に対し、所定の事項を通知する。
㈤　被要請国における租税に関する調査の際の要請国の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している。（第六条関係）
㈥　被要請国の権限のある当局は所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は一方の締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している。（第七条関係）
㈦　この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとする旨規定するとともに、当該情報を開示することができる相手の範囲等について規定している。（第八条関係）
㈧　支援の提供において生じた費用の負担については両締約国の権限のある当局の間で合意されることを規定している。（第九条関係）
3　課税権の配分（第三章関係）
㈠　第三章の規定の対象となる者及び租税の範囲並びに第三章の規定において用いられる「一方の締約国の居住者」に該当する個人について規定している。（第一〇条～第一二条関係）
㈡　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約国においてのみ課税することができることを規定している。（第一三条関係）
㈢　政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約国においてのみ課税することができることを規定している。（第一四条関係）
㈣　学生又は事業修習者が滞在する一方の締約国外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約国において免税となることを規定している。（第一五条関係）
4　特別規定（第四章関係）
第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約国の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している。（第一六条関係）
5　最終規定（第五章関係）
この協定中の章及び条の見出し並びにこの協定の効力発生及び終了について規定している。（第一七条～第一九条関係）

法　律

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第八十六号

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「祖父母」の下に「並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第八十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第五条の二」に改める。

第三章中第五条の次に次の一条を加える。

（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）

第五条の二　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であって、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となった世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2　前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦